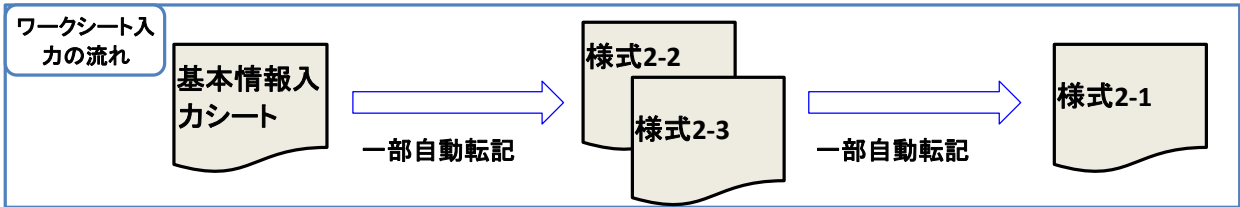


障害福祉サービス等処遇改善計画書の作成にあたっての入力シート等の説明

(福祉・介護職員処遇改善計画書・福祉・介護職員等特定処遇改善計画書・福祉・介護職員等処遇改善計画書)

令和2年4月以降の処遇改善加算を申請する場合の計画書の作成方法をご説明しています

ワークシート名 (左からの順)	枚数	ワークシートの入力の 順番(推奨)	説明	提出の必要性
はじめに	1	-	・本様式の内容と使い方を説明しています。	不要
基本情報入力シート	1	①	・法人の基本的な情報を入力することで、様式2へ自動的に転記が行われるため、こちらから入力してください。 ・本シートは提出不要です。	不要
様式2-1 計画書 総括表	1	③	・計画の概要と要件に関する情報を入力します。 ・具体的には、申請者情報・賃金改善計画の概要・キャリアパス要件・職場環境要件・見える化要件の5つです。 ・最後に入力してください。	提出
様式2-2 個表 処遇	1	②	・福祉・介護職員処遇改善加算について、事業所別の情報を入力します。 ・事業所ごとに新規・継続の別、加算区分、対象期間等を入力します。 ・基本情報入力シートの次に入力してください。	提出
様式2-3 個表 特定	1	②	・福祉・介護職員等特定処遇改善加算について、事業所別の情報を入力します。 ・事業所ごとに新規・継続の別、加算区分、対象期間、配置等要件、グループ別の職員の常勤換算人数等を入力します。 ・基本情報入力シートの次に入力してください。	提出



- 従来の計画書からの主な変更点・注意点は下記のとおりです。
- ・福祉・介護職員処遇改善計画書及び福祉・介護職員等特定処遇改善計画書が統合されました。
- ・原則、本様式を用いて計画書を作成してください。
- ・根拠資料の提出は、保管の有無をチェックリストで確認することで原則不要です。
- ・複数事業所を一括して申請する際の指定権者別・都道府県別一覧表は不要となりました。
- ・「賃金改善の見込額」の比較対象となる年度は、「初めて加算を取得する(した)前年度」ではなく「(申請の)前年度」となりました。
- ・特定加算の平均賃金改善額について、計算方法が変更されました。(下図参照)

	従来	見直し案
計画	各グループ別に以下の計算を行う	$\frac{\text{加算見込額}}{\text{前年度のグループ別の一月あたり常勤換算職員数}} \times \text{事業所が定める配分比率(規程の範囲内)}$
実績	$\frac{\text{加算の算定により賃金改善を行う(行った)賃金総額}}{\text{人数(原則常勤換算職員数)}}$	$\frac{\text{当該年度(4～3月)のグループ別の賃金総額}}{\text{前年度(前年1～12月)のグループ別の賃金総額}}$ $\frac{\text{当該年度(4～3月)のグループ別の常勤換算職員数}}{\text{前年度(前年1～12月)のグループ別の常勤換算職員数}}$

【注意】本シートは様式作成用のため、提出は不要です。

・加算対象事業所に関する情報

以下の分類に従い、色付きセルに必要事項を入力してください。

特定加算の算定に必要な情報 入力セル

処遇改善加算・特定加算の算定届出に係る提出先(指定権者)の名称を入力してください。

提出先

⇒下表に必要事項を入力してください。記入内容が別紙様式2-1に反映されます。

3 加算対象事業所に関する情報

下表に必要事項を入力してください。記入内容が別紙様式2-2及び別紙2-3に反映されます。

※「一月あたり障害福祉サービス等報酬総単位数」には、前年1月から12月までの1年間の障害福祉サービス等報酬総単位数(各種加算減算を含む。ただし、処遇改善加算及び特定加算並びに特別加算は除く。)を12で除したもの(12ヶ月に満たない場合は、一月あたりの標準的な単位数として見込まれるもの)を記載すること。

[illegible]

障害福祉サービス等処遇改善計画書(令和 2 年度)

(福祉・介護職員処遇改善計画書、福祉・介護職員等特定処遇改善計画書、福祉・介護職員等処遇改善計画書)

1 基本情報<共通>

フリガナ	〇〇ケアサービス					
法人名	〇〇ケアサービス					
法人所在地	〒	100-1234				
	千代田区霞が関1-2-2					
	〇〇ビル18F					
フリガナ	コウロウ タロウ					
書類作成担当者	厚労 太郎					
連絡先	電話番号	03-3571-0000	FAX番号	03-3571-9999	E-mail	aaa@aaa.aa.jp

【本計画書で提出する加算】 ※加算名をチェックすること。

☒ 福祉・介護職員処遇改善加算(処遇改善加算)

☒ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(特定加算)

※ 福祉・介護職員処遇改善特別加算(特別加算)を含む。

2 賃金改善計画について<共通>

※本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。

(1)福祉・介護職員処遇改善加算または福祉・介護職員処遇改善特別加算のみの場合

① 算定する処遇改善加算の区分	※ 別紙様式2-2のとおり	
② 処遇改善加算の算定対象月		
③ 令和 2 年度処遇改善加算の見込額	63,359,028 円	
④ 賃金改善の見込額(i-ii) (右欄の額は③欄の額を上回ること)	75,000,000 円	
i) 処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の福祉・介護職員の賃金の総額(見込額)		343,000,000 円
ii) 前年度の福祉・介護職員の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額1】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)		268,000,000 円
(ア)前年度の福祉・介護職員の賃金の総額		338,500,000 円
(イ)前年度の処遇改善加算の総額		54,500,000 円
(ウ)前年度の特定加算のうち福祉・介護職員に支給された額 (前年度に特定加算を算定していた場合のみ)		16,000,000 円
(エ)前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額		円
⑤ 賃金改善実施期間	令和 2 年 4 月 ~ 令和 3 年 3 月	

【記入上の注意】

- 処遇改善加算または特別加算のみの計画である場合は、以下の2(2)、(3)、(4)ロ、5の記載は不要である。
また、処遇改善加算(V)または特別加算のみの計画である場合は、上記に加え、3、4も記載不要である。
- ④ i)の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の福祉・介護職員の賃金の総額(見込額)」には、処遇改善加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ④ ii) (イ)の「前年度の処遇改善加算の総額」及び(ウ)の「前年度の特定加算のうち福祉・介護職員に支給された額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。(ただし、特定加算の額については、福祉・介護職員に支給された額のみを計上すること。)
- ④ ii) (エ)の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算並びに特別加算に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(4)ハ 障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

(2)福祉・介護職員処遇改善加算(特定加算も併せて計画する場合)

① 算定する処遇改善加算の区分	※ 別紙様式2-2のとおり
② 処遇改善加算の算定対象月	
③ 令和 2 年度処遇改善加算の見込額	63,359,028 円
④ 賃金改善の見込額(i-ii) (右欄の額は③欄の額を上回ること)	75,000,000 円
i) 処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額) (経験・技能のある障害福祉人材(A)と他の障害福祉人材(B)の総額)	343,000,000 円
ii) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額1】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)	268,000,000 円
(ア)前年度の経験・技能のある障害福祉人材(A)と他の障害福祉人材(B)の賃金の総額	338,500,000 円
(イ)前年度の処遇改善加算の総額	54,500,000 円
(ウ)前年度の特定加算の総額(その他の職種(C)に支給された額を除く)	16,000,000 円
(エ)前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額	円
⑤ 賃金改善実施期間	令和 2 年 4 月 ~ 令和 3 年 3 月

【記入上の注意】

- ④ i)の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」及び④ i)(ア)の「前年度の経験・技能のある障害福祉人材(A)と他の障害福祉人材(B)の賃金の総額」について、処遇改善加算における賃金改善対象職種はこれまでと変更は無いが、特定加算との兼ね合いにより便宜的に「経験・技能のある障害福祉人材(A)」と「他の障害福祉人材(B)」の賃金同士で比較するものとする。
- ④ i)の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、処遇改善加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ④ i)の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、特定加算を取得し実施される賃金の改善見込み額は含まないこと。
- ④ ii)(イ)の「前年度の処遇改善加算の総額」及び(ウ)の「前年度の特定加算の総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。ただし、特定加算の加算額については、その他の職種(C)に支給された額を除くこと。
- ④ ii)(エ)の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算並びに特別加算に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(4)ハ 障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

(3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

① 算定する特定加算の区分				
② 処遇改善加算の取得状況	※①、③ 別紙様式2-3のとおり、② 別紙2-2のとおり			
③ 特定加算の算定対象月				
④ 令和 2 年度特定加算の見込額(g)				19,705,728 円
⑤ 賃金改善の見込額(i-ii)	(右欄の額は④欄の額を上回ること)			21,200,000 円
i) 特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)				385,400,000 円
ii) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額2】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)				364,200,000 円
(ア)前年度の賃金の総額				437,700,000 円
(イ)前年度の処遇改善加算の総額				54,500,000 円
(ウ)前年度の特定加算の総額				19,000,000 円
(エ)前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額				円
⑥ 平均賃金改善額	経験・技能のある障害福祉人材(A)	他の障害福祉人材(B)	その他の職種(C)	
i) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)(h)	51,000,000 円	235,000,000 円	80,000,000 円	
ii) 前年度の常勤換算職員数(i)	220.8 人	1,135.8 人	420.8 人	
iii) 前年度の一月当たりの常勤換算職員数(j)	18.1 人	94.6 人	35.4 人	
iv) 前年度のグループ毎の平均賃金額(月額)【基準額3】(h)/(i)	230,978 円	206,903 円	190,114 円	
v) グループ毎の平均賃金改善額(月額)(g)/(j)/(k)	☐ (A)のみ実施 (19,705,904 円) (19,705,904 円)			
	☐ (A)及び(B)を実施 (19,706,328 円) (5,453,892 円) (14,252,436 円)			
	☒ (A)(B)(C)全て実施 (19,705,790 円) (4,804,030 円) (12,553,042 円) (2,348,719 円)			
	☐ 上記以外の方法で実施 (0 円) (0 円) (0 円) (0 円)			
	※予定している配分方法について選択すること。(いずれか1つ) ※当該年度の特定加算の見込額と前年度の一月当たりの常勤換算方法により算出した職員数から算出した一人当たり配分額(月額)。(括弧内はグループ毎に配分可能な加算総額(年額))			
月額平均8万円の賃金改善となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者 7 人(見込)				
(「月額平均8万円の賃金改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由)				
☐ 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。 ☐ 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。 ☐ 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。 ☐ その他()				
⑦ 賃金改善実施期間(k)	令和 2 年 4 月 ~ 令和 3 年 3 月 (12 か月)			

【記入上の注意】

- (2)⑤ i)の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、特定加算による賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- (2)⑤ i)の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、処遇改善加算を取得し実施される賃金改善額を除いた額を記載すること。
- (2)⑤ ii) (イ)の「前年度の処遇改善加算の総額」及び(ウ)の「前年度の特定加算の総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。
- (2)⑤ ii) (エ)の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算並びに特別加算に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(4)ハ 障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。
- (2)⑥ i)の「前年度の賃金の総額(処遇改善加算等取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)」には、一括申請を行う場合については、原則として、前年1月から12月までの賃金の総額を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」には、賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回る職員の賃金を含まないこと。
- (2)⑥ iii)の「前年度の一月当たりの常勤換算職員数」には、一括申請を行う場合については、原則として、本計画書を提出する前月の常勤換算方法により算出した職員数を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」については、実人数によることもできる。

(4)賃金改善を行う賃金項目及び方法

イ 福祉・介護職員処遇改善加算

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) ☐ 変更なし

賃金改善を行う給与の種類	☒ 基本給	☐ 手当(新設)	☐ 手当(既存の増額)	☐ 賞与	☐ その他
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) ☐ 就業規則の見直し ☒ 賃金規程の見直し ☐ その他 () (賃金改善に関する規定内容)				
	○福祉・介護職員の基本給の引き上げ(引き上げ幅は、年齢、資格、経験、技能、勤務成績等を考慮して各人ごとに決定) 基本給 月 給 ○○○○～○○○○円の増額 時間給 ○○○～○○○円の増額 ※ 上記の額には、平成○年○月から処遇改善加算を取得しており、より上位の区分の加算を取得した際に増額した分を含む。				
	※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。				
	(上記取組の開始時期) 平成 30 年 4 月 (☒ 実施済 ☐ 予定)				

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) ☐ 変更なし

経験・技能のある障害福祉人材の考え方	○次の条件のいずれか満たす職員を「経験・技能のある障害福祉人材」とし、具体的な支給額は人事考課を踏まえて決定 ①サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者、心理指導担当職員として勤続10年以上の者 ②福祉・介護職員(直接処遇職員)のうち介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士のいずれかの資格を有する者で勤続10年以上の者 ③強度行動障害支援者養成研修を修了した者で勤続10年以上の者(職員分類の変更特例を適用) ※勤続年数については、系列法人、他法人における実務経験を含める。				
賃金改善を行う職員の範囲	☒ (A)経験・技能のある障害福祉人材 ☒ (B)他の障害福祉人材 ☒ (C)その他の職種 (A)にチェック(✓)がない場合その理由				
賃金改善を行う給与の種類	☐ 基本給	☒ 手当(新設)	☐ 手当(既存の増額)	☐ 賞与	☐ その他
具体的な取組内容	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程) ☐ 就業規則の見直し ☒ 賃金規程の見直し ☐ その他 () (賃金改善に関する規定内容)				
	○特定処遇改善加算の新設(引き上げ幅は、年齢、資格、経験、技能、勤務成績等を考慮して各人ごとに決定) 特定処遇改善加算の額を次のとおりとする。 経験・技能のある障害福祉人材 月額 ○○○○～○○○○円 他の障害福祉人材 月額○○○○～○○○○円 その他の職種 月額○○○○～○○○○円				
	※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 資格・手当等を含めて賃金改善を行う場合は、その旨を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。				
	(上記取組の開始時期) 令和 元 年 10 月 (☒ 実施済 ☐ 予定)				

ハ 各障害福祉サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善

「(1)④ ii)(エ)」、「(2)④ ii)(エ)」又は「(3)⑤ ii)(エ)」の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記載

独自の賃金改善の具体的な取組内容	
独自の賃金改善額の算定根拠	

3 キャリアパス要件について＜処遇改善加算＞

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) ☐ 変更なし

次の要件について該当するものにチェック(✓)し、必要事項を具体的に記載すること。

キャリアパス要件Ⅰ 次のイからハまでのすべての基準を満たす。		加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」 ☒ 該当 ☐ 非該当	
イ	福祉・介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。		
ロ	イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。		
ハ	イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。		

キャリアパス要件Ⅱ 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」 ☒ 該当 ☐ 非該当	
イ	福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。		
	☐ ①	資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について下記に記載すること	
	☒ ②	資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について下記に記載すること	
		○実務経験が3年以上の福祉・介護職員に対し、実務者研修の受講費用として、〇〇万円を支給 ○介護福祉士国家試験対策として、法人内で資格取得のための研修会を実施	
ロ	イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。		

キャリアパス要件Ⅲ 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算Ⅰの場合は必ず「該当」 ☒ 該当 ☐ 非該当	
イ	福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。		
	☒ ①	経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。	
	☒ ②	資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。	
	☐ ③	一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。	
ロ	イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。		

※要件Ⅲを満たす(加算Ⅰを算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

4 職場環境等要件について＜共通＞

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) ☐ 変更なし

【処遇改善加算】

平成20年10月から現在までに実施した事項について、全体で**必ず1つ以上**にチェック(✓)すること。(ただし、記載するに当たっては、選択したキャリアパスに関する要件で求められている事項と重複する事項を記載しないこと。)

【特定加算】

平成20年10月から現在までに実施した事項について、必ず**全て**にチェック(✓)すること。複数の取組を行い、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」について、**それぞれ1つ以上の取組を行う**こと。 ※処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。

分類	内容
資質の向上	☒ 働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)
	☐ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	☐ 小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	☐ キャリアパス要件に該当する事項(キャリアパス要件を満たしていない障害福祉サービス事業者に限る)
	☐ その他:
労働環境・ 処遇の改善	☐ 新人福祉・介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等の導入
	☐ 雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
	☒ ICT活用(支援内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む)による福祉・介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等)による業務省力化
	☐ 福祉・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入
	☐ 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備
	☒ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
	☐ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
	☒ 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備
	☐ その他:
その他	☒ 障害福祉サービス等情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
	☐ 中途採用者(他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等)に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等)
	☐ 障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
	☒ 非正規職員から正規職員への転換
	☒ 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
	☐ 職員の増員による業務負担の軽減
	☐ その他:

5 見える化要件について＜特定加算＞

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) ☐ 変更なし

実施している周知方法について、チェック(✓)すること。

ホームページ への掲載	☒ 「障害福祉サービス等情報公表検索サイト」への掲載	/	☐ 掲載予定
	☐ 自社のホームページに掲載	/	☐ 掲載予定
その他の方法 による掲示等	☐ 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示	/	☐ 掲載予定
	☐ その他()	/	☐ 予定

6 届出に係る根拠資料について＜共通＞

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

確認項目	証明する資料の例
☒ 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
☒ 処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
☒ 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
☒ キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。	資質向上のための計画
☒ 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
☒ 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
☒ 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本表への虚偽記載の他、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算並びに福祉・介護職員処遇改善特別加算の請求に関して不正があった場合は、介護給付費等の返還や事業所の指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 2 年 4 月 1 日

法人名 ○○ケアサービス

代表者 職名 代表取締役

氏名 ○○ ○○

別紙様式2-2 福祉・介護職員処遇改善計画書(施設・事業所別個表)

法人名 〇〇ケアサービス

福祉・介護職員処遇改善加算額(見込額)の合計[円] 63,359,028

障害福祉サービス等 事業所番号											指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり障害福祉サービス等報酬 総単位数 [単位](a)	1単位あたりの単価[円](b)	(1)福祉・介護職員処遇改善加算													福祉・介護職員処遇改善加算の見込額 (a×b×c×d) [円]					
												都道府県	市区町村					新規・継続の別	① 算定する福祉・介護職員処遇改善加算の区分	加算率 (c)	② 算定対象月(d)											③				
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			令和	年	月	～令和				年	月	(ヶ月)													
1	1	3	3	4	5	6	7	8	9	1	東京都	東京都	千代田区	障害福祉事業所名称01	居宅介護	250,000	11.20	区分変更	加算Ⅱ	22.00%	令和	2	年	4	月	～令和	3	年	3	月	(12ヶ月)	7,392,000				
2	1	3	3	4	5	6	7	8	9	2	東京都	東京都	豊島区	障害福祉事業所名称02	同行援護	400,000	11.20	継続	加算Ⅱ	22.00%	令和	2	年	4	月	～令和	3	年	3	月	(12ヶ月)	11,827,200				
3	1	3	3	4	5	6	7	8	9	3	世田谷区	東京都	世田谷区	障害福祉事業所名称03	生活介護	400,000	11.22	新規	加算Ⅰ	4.20%	令和	2	年	4	月	～令和	3	年	3	月	(12ヶ月)	2,261,952				
4	1	1	3	4	5	6	7	8	9	4	埼玉県	埼玉県	さいたま市	障害福祉事業所名称04	就労継続支援B型	2,000,000	10.92	継続	加算Ⅰ	5.20%	令和	2	年	4	月	～令和	3	年	3	月	(12ヶ月)	13,628,160				
5	1	4	3	4	5	6	7	8	9	5	横浜市	神奈川県	横浜市	障害福祉事業所名称05	短期入所:単独型	400,000	10.96	継続	加算Ⅴ	1.53%	令和	2	年	4	月	～令和	3	年	3	月	(12ヶ月)	804,900				
6	1	2	3	4	5	6	7	8	9	6	千葉県	千葉県	千葉市	障害福祉事業所名称06	施設入所支援	2,800,000	10.99	新規	加算Ⅰ	6.90%	令和	2	年	4	月	～令和	3	年	3	月	(12ヶ月)	25,479,216				
7	1	2	3	4	5	6	7	8	9	6	千葉県	千葉県	千葉市	障害福祉事業所名称06	障害者支援施設:生活介護	300,000	10.92	新規	加算Ⅱ	5.00%	令和	2	年	4	月	～令和	3	年	3	月	(12ヶ月)	1,965,600				
8																					令和					年		月	～令和			年		月	(ヶ月)	
9																					令和					年		月	～令和			年		月	(ヶ月)	
10																					令和					年		月	～令和			年		月	(ヶ月)	
11																					令和					年		月	～令和			年		月	(ヶ月)	
12																					令和					年		月	～令和			年		月	(ヶ月)	
13																					令和					年		月	～令和			年		月	(ヶ月)	
14																					令和					年		月	～令和			年		月	(ヶ月)	
15																					令和					年		月	～令和			年		月	(ヶ月)	
16																					令和					年		月	～令和			年		月	(ヶ月)	
17																					令和					年		月	～令和			年		月	(ヶ月)	
18																					令和					年		月	～令和			年		月	(ヶ月)	
19																					令和					年		月	～令和			年		月	(ヶ月)	
20																					令和					年		月	～令和			年		月	(ヶ月)	

法人名

〇〇ケアサービス

福祉・介護職員等特定処遇改善加算額(見込額)の合計[円]

19,705,728

障害福祉サービス等 事業所番号											指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり障害福祉サービス等報酬総単位数 [単位](a)	1単位あたりの単価[円] (b)	(2)福祉・介護職員等特定処遇改善加算									
												新規・継続の別	①					加算率 (e)	配置等要件	③						④	
													算定する福祉・介護職員等特定処遇改善加算の区分									算定対象月(f)	福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見込額 (a×b×e×f) [円]				
1	1	3	3	4	5	6	7	8	9	1	東京都	東京都	千代田区	障害福祉事業所名称O1	居宅介護	250,000	11.20	区分変更	特定加算Ⅱ	5.8%	-		令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月 (12 ヶ月)	1,948,800			
2	1	3	3	4	5	6	7	8	9	2	東京都	東京都	豊島区	障害福祉事業所名称O2	同行援護	400,000	11.20	継続	特定加算Ⅱ	11.5%	-		令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月 (12 ヶ月)	6,182,400			
3	1	3	3	4	5	6	7	8	9	3	世田谷区	東京都	世田谷区	障害福祉事業所名称O3	生活介護	400,000	11.22	新規	特定加算Ⅰ	1.4%	福祉専門職員配置等加算	令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月 (12 ヶ月)	753,984				
4	1	1	3	4	5	6	7	8	9	4	埼玉県	埼玉県	さいたま市	障害福祉事業所名称O4	就労継続支援B型	2,000,000	10.92	新規	特定加算Ⅰ	2.0%	福祉専門職員配置等加算	令和 2 年 9 月～令和 3 年 3 月 (7 ヶ月)	3,057,600				
5	1	4	3	4	5	6	7	8	9	5	横浜市	神奈川県	横浜市	障害福祉事業所名称O5	短期入所:単独型	400,000	10.96				-	令和 2 年 6 月～令和 3 年 3 月 (10 ヶ月)					
6	1	2	3	4	5	6	7	8	9	6	千葉県	千葉県	千葉市	障害福祉事業所名称O6	施設入所支援	2,800,000	10.99	新規	区分なし	1.9%	-	令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月 (12 ヶ月)	7,016,016				
7	1	2	3	4	5	6	7	8	9	6	千葉県	千葉県	千葉市	障害福祉事業所名称O6	障害者支援施設:生活介護	300,000	10.92	新規	区分なし	1.9%	-	令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月 (12 ヶ月)	746,928				
8																					-	令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)					
9																					-	令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)					
10																					-	令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)					
11																					-	令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)					
12																					-	令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)					
13																					-	令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)					
14																					-	令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)					
15																					-	令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)					
16																					-	令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)					
17																					-	令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)					
18																					-	令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)					
19																					-	令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)					
20																					-	令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)					

表1 加算算定対象サービス

サービス区分	福祉・介護職員処遇改善加算					福祉・介護職員処遇改善特別加算	福祉・介護職員等特定処遇改善加算			
	キャリアパス要件等の適合状況に応じた加算率						配置等要件に応じた加算率			配置等要件
	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ		特別加算	特定加算Ⅰ	特定加算Ⅱ	区分なし
居宅介護	30.2%	22.0%	12.2%	11.0%	11.0%	4.1%	7.4%	5.8%	エラー	特定事業所加算
重度訪問介護	19.1%	13.9%	7.7%	6.9%	6.9%	2.6%	4.5%	3.6%	エラー	特定事業所加算
同行援護	30.2%	22.0%	12.2%	11.0%	11.0%	4.1%	14.8%	11.5%	エラー	特定事業所加算
行動援護	25.0%	18.2%	10.1%	9.1%	9.1%	3.4%	6.9%	5.7%	エラー	特定事業所加算
療養介護	3.5%	2.5%	1.4%	1.3%	1.3%	0.5%	2.5%	2.3%	エラー	福祉専門職員配置等加算
生活介護	4.2%	3.1%	1.7%	1.5%	1.5%	0.6%	1.4%	1.3%	エラー	福祉専門職員配置等加算
重度障害者等包括支援	2.5%	1.8%	1.0%	0.9%	0.9%	0.3%	エラー	エラー	1.5%	－
施設入所支援	6.9%	5.0%	2.8%	2.5%	2.5%	0.9%	エラー	エラー	1.9%	－
自立訓練(機能訓練)	5.7%	4.1%	2.3%	2.1%	2.1%	0.8%	5.0%	4.5%	エラー	福祉専門職員配置等加算
自立訓練(生活訓練)	5.7%	4.1%	2.3%	2.1%	2.1%	0.8%	3.9%	3.4%	エラー	福祉専門職員配置等加算
就労移行支援	6.7%	4.9%	2.7%	2.4%	2.4%	0.9%	2.0%	1.7%	エラー	福祉専門職員配置等加算
就労継続支援A型	5.4%	4.0%	2.2%	2.0%	2.0%	0.7%	0.4%	0.4%	エラー	福祉専門職員配置等加算
就労継続支援B型	5.2%	3.8%	2.1%	1.9%	1.9%	0.7%	2.0%	1.7%	エラー	福祉専門職員配置等加算
共同生活援助(指定共同生活援助)	7.4%	5.4%	3.0%	2.7%	2.7%	1.0%	1.8%	1.5%	エラー	福祉専門職員配置等加算
共同生活援助(日中サービス支援型)	7.4%	5.4%	3.0%	2.7%	2.7%	1.0%	1.8%	1.5%	エラー	福祉専門職員配置等加算
共同生活援助(外部サービス利用型)	17.0%	12.4%	6.9%	6.2%	6.2%	2.3%	2.0%	1.6%	エラー	福祉専門職員配置等加算
児童発達支援	7.6%	5.6%	3.1%	2.8%	2.8%	1.0%	2.5%	2.2%	エラー	福祉専門職員配置等加算
医療型児童発達支援	14.6%	10.6%	5.9%	5.3%	5.3%	2.0%	9.2%	8.2%	エラー	福祉専門職員配置等加算
放課後等デイサービス	8.1%	5.9%	3.3%	3.0%	3.0%	1.1%	0.7%	0.5%	エラー	福祉専門職員配置等加算
居宅訪問型児童発達支援	7.9%	5.8%	3.2%	2.9%	2.9%	1.1%	エラー	エラー	5.1%	－
保育所等訪問支援	7.9%	5.8%	3.2%	2.9%	2.9%	1.1%	エラー	エラー	5.1%	－
福祉型障害児入所施設	6.2%	4.5%	2.5%	2.3%	2.3%	0.8%	5.5%	5.0%		福祉専門職員配置等加算
医療型障害児入所施設	3.5%	2.5%	1.4%	1.3%	1.3%	0.5%	3.0%	2.7%		福祉専門職員配置等加算
短期入所:施設入所支援(特別養護老人ホーム、療養介護、障害者支援施設)	6.9%	5.0%	2.8%	2.5%	2.5%	0.9%	エラー	エラー	1.9%	－
短期入所:共同生活援助(外部サービス利用型)	17.0%	12.4%	6.9%	6.2%	6.2%	2.3%	2.0%	1.6%	エラー	福祉専門職員配置等加算
短期入所:宿泊型自立訓練	5.7%	4.1%	2.3%	2.1%	2.1%	0.8%	3.9%	3.4%	エラー	福祉専門職員配置等加算
短期入所:共同生活援助(指定共同生活援助(介護サービス型))	7.4%	5.4%	3.0%	2.7%	2.7%	1.0%	1.8%	1.5%	エラー	福祉専門職員配置等加算
短期入所:共同生活援助(日中サービス支援型)	7.4%	5.4%	3.0%	2.7%	2.7%	1.0%	1.8%	1.5%	エラー	福祉専門職員配置等加算
短期入所:単独型	4.2%	3.1%	1.7%	1.5%	1.5%	0.6%	エラー	エラー	1.4%	－
障害者支援施設:生活介護	6.9%	5.0%	2.8%	2.5%	2.5%	0.9%	エラー	エラー	1.9%	－
障害者支援施設:自立訓練(機能訓練)	6.9%	5.0%	2.8%	2.5%	2.5%	0.9%	エラー	エラー	1.9%	－
障害者支援施設:自立訓練(生活訓練)	6.9%	5.0%	2.8%	2.5%	2.5%	0.9%	エラー	エラー	1.9%	－
障害者支援施設:就労移行支援	6.9%	5.0%	2.8%	2.5%	2.5%	0.9%	エラー	エラー	1.9%	－
障害者支援施設:就労継続支援A型	6.9%	5.0%	2.8%	2.5%	2.5%	0.9%	エラー	エラー	1.9%	－
障害者支援施設:就労継続支援B型	6.9%	5.0%	2.8%	2.5%	2.5%	0.9%	エラー	エラー	1.9%	－

※短期入所は本体施設の加算率を適用する。(単独型は生活介護と同等の加算率を適用)

※障害者支援施設の日中活動系サービスは、施設入所支援の加算率を適用する。